

食安輸発第0828006号
平成20年8月28日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年8月26日付け食安輸発第0826004号）にて通知したところですが、今般、国内において、赤痢菌による食中毒が複数件発生し、共通食材がベトナムの同一の業者が輸出した冷凍イカであることが判明したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

記

1. 製品検査の対象食品
ベトナム産水産食品（別途指示する業者が製造又は輸出したもので、無加熱で摂取されるもの又は国内において十分な加熱（70℃1分又はこれと同等以上）を経た上で販売されることが確認できないものに限る。）
2. 検査の項目
赤痢菌（*Shigella sonnei*）
3. 検査の頻度
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法
平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の14によること。
5. 検査の方法
平成14年1月9日付け事務連絡「赤痢菌の試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由
赤痢菌で汚染されているおそれがあるため。
7. 備考
赤痢菌が検出された場合にあっては、食品衛生法第6条第3号違反として措置すること。